

## 業務改善勧告に対する報告書の提出について

弊社は、2023年12月22日に国土交通省より受けました「航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告」に対し、本日、報告書を国土交通省へ提出致しました。

講ずる措置の主な項目については以下の通りです。

1. 法令及び規程等の内容に係る理解の確実化、安全運航を最優先する意識の醸成及びコンプライアンスの徹底
  - ・ 安全品質に関わる基本事項、その意義や背景、それに関わる過去の失敗事例などを伝える品質補完訓練のグループ討議形式での実施
  - ・ 整備統制や運航判断に関わる業務を行う責任者に対するリスク対応専門訓練の実施
  - ・ 上記責任者に必要な要件の明確化と任命制の導入
  - ・ 整備管理マニュアルや業務規程(関連する社内規定も含む)の総点検の実施
2. 安全管理体制の再構築
  - ・ 経営による職場環境改善活動(現業・間接部門における環境面の課題解決)の定期実施
  - ・ 経営による現業・間接部門の係長クラスとの対話型ミーティングの定期開催
  - ・ 日常的な改善提案の管理強化
  - ・ 現業部門長による航空機整備に関わる資格者の配置状況などの月次レビューの実施
  - ・ 月次開催の品質会議の運用改善
  - ・ 監査部による内部監査と品質管理部門による安全品質パトロールの強化
  - ・ 日常オペレーションにおける現業部門から品質管理部門に連絡・相談すべき事象の明確化

(詳細は[こちら](#))

弊社は今回の業務改善勧告を真摯に受け止め、今後決して同様の事態を発生させることがないよう、全社員が一丸となり取り組んで参ります。

お客様をはじめとする関係の皆様にも、多大なるご心配とご迷惑をおかけするところとなり、心より深くお詫び申し上げます。

2024年1月16日  
株式会社 JAL エンジニアリング  
代表取締役社長  
田村 亮